

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 障害者相談支援事業（第4条・第5条）
- 第3章 意思疎通支援事業（第6条～第11条）
- 第4章 日常生活用具給付事業
 - 第1節 日常生活用具給付事業（第12条～第18条）
 - 第2節 視覚障がい者用図書給付事業（第19条～第24条）
- 第5章 移動支援事業（第25条～第31条）
- 第6章 地域活動支援センター事業（第32条～第36条）
- 第7章 成年後見制度利用支援事業（第36条の1～第36条の2）
- 第8章 福祉ホーム事業（第37条～第41条）
- 第9章 視覚障がい者歩行訓練事業（第41条の1～第41条の8）
- 第10章 日中一時支援事業（第42条～第46条）
- 第11章 自動車改造費助成事業（第47条～第53条）
- 第12章 雑則（第54条～第56条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう実施する大口町障がい者等地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「障がい者等」とは、法第4条に規定する障害者及び障害児で、町内に住所を有するものとする。

(事業内容)

第3条 町が実施する大口町障がい者等地域生活支援事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者相談支援事業
- (2) 意思疎通支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 成年後見制度利用支援事業
- (7) 福祉ホーム事業
- (8) 視覚障がい者歩行訓練事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 自動車改造費助成事業

2 町長は、前項に掲げる事業の一部又は全部を社会福祉法人等に委託することができる。

第2章 障害者相談支援事業

(目的)

第4条 障害者相談支援事業は、障がい者等及びその保護者からの相談に応じ、障がい者等に必要な情報の提供及び助言又は他の障害福祉サービスの利用支援若しくは権利擁護のため必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(費用の負担)

第5条 障害者相談支援事業の利用に要する自己負担額は、無料とする。

第3章 意思疎通支援事業

(目的)

第6条 意思疎通支援事業は、障がい者等のうち聴覚障がい者、音声機能障がい者及び言語障がい者（以下この章において「聴覚障がい者等」という。）に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、健聴者との意思疎通の円滑化を図ることによ

り聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図り、もって聴覚障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第7条 意思疎通支援事業の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 手話通訳者の派遣

(2) 要約筆記者の派遣

2 前項の派遣時間は、1日8時間以内とし、派遣区域は愛知県内とする。

3 第1項の派遣は、聴覚障がい者等が、次の各号のいずれかに該当するときに受けることができる。

(1) 生命及び健康の維持増進に関するとき。

(2) 財産、労働等権利義務に関するとき。

(3) 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図るとき。

(4) 社会参加を促進する学習活動等に関するとき。

(5) 地域生活及び家庭生活に関するとき。

(6) 前号に掲げる場合のほか、町長が必要と認めるとき。

4 前項各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の派遣は受けることができない。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした行事等に関するとき。

(2) 前号のほか、社会通念上、派遣が適当でないとして町長が判断したとき。

(利用対象者)

第8条 意思疎通支援事業の対象者は、聴覚障がい者等で、手話通訳者又は要約筆記者がいなければ、健聴者との円滑な意思疎通を図ることが困難な者とする。

(利用手続)

第9条 意思疎通支援事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、手話通訳者・要約筆記者派遣申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による申請書を受理し、その内容が適正であると認めたときは、

町長が委託する社会福祉法人等（以下この章において「委託事業者」という。）に手話通訳者派遣依頼書（様式第2）又は要約筆記者派遣依頼書（様式第3）により、派遣を依頼するものとする。

- 3 前項の規定により派遣依頼書を受理した委託事業者は、速やかに派遣する者を決定し手話通訳者派遣決定通知書（様式第4）又は要約筆記者派遣決定通知書（様式第5）により町長に報告し、町長は当該報告を受けた後速やかに手話通訳者・要約筆記者派遣決定（却下）通知書（様式第6）により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第10条 意思疎通支援事業の利用に要する自己負担額は、無料とする。

（委託事業者への支払）

第11条 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があった時は、別表第3に掲げるサービス利用基準額を支払うものとする。

第4章 日常生活用具給付事業

第1節 日常生活用具給付事業

（目的）

第12条 日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（利用対象者）

第13条 給付の対象となる日常生活用具及びその対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第44条及び第56条に規定する介護予防福祉用具購入費の支給又は介護予防福祉用具購入費の支給を受ける者は、同表に掲げる日常生活用具の支給対象者としなない。

（利用手続）

第14条 日常生活用具給付事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第7）及び日常生活用具の見積書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行い、日常生活用具給付調査書（様式第8）を作成し給付の要否を決定しなければならない。
- 3 町長は、前項の調査により日常生活用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第9）により、給付を却下したときは、日常生活用具給付却下通知書（様式第10）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 4 町長は、前項により給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第11。以下この節において「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第15条 前条第3項により用具の給付の決定を受けた者（以下この節において「給付決定者」という。）は、用具納入業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第16条 給付決定者は、当該用具の給付に要する費用（別表第1に掲げる基準額）の1割を用具納入業者に直接支払わなければならない。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第43条の3の規定による補装具費に係る負担上限月額の例による額（以下「月額負担上限額」という。）を超えるときは、月額負担上限額を支払うものとする。

（用具納入業者への支払）

第17条 町長は、用具納入業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により給付決定者が用具納入業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

- 2 前項に定めるもののほか、支払方法は、法に基づく補装具費の例による。

（排泄管理支援用具の特例）

第18条 町長は、障がい者等の申請手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次に掲げるとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2月ごとに給付券を1枚交付すること。

- (2) 給付券は、1月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
- (4) 費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

第2節 視覚障がい者用図書給付事業

(目的)

第19条 視覚障がい者用図書給付事業は、視覚障がい者にとって重要な情報入手手段である視覚障がい者用図書(点字図書、大活字図書及びDAISY図書をいう。以下同じ。)(月刊や週刊で発行される雑誌類を除く。)を給付することにより、情報入手を容易にすることを目的とする。

(利用対象者)

第20条 視覚障がい者用図書給付事業の利用対象者は、障がい者等のうち視覚障がい者で、情報の入手を視覚障がい者用図書により行っている者とする。

(給付の限定)

第21条 視覚障がい者用図書の給付は、利用対象者1人につき、視覚障がい者用図書ごとに年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならない物については、この限りでない。

(利用手続)

第22条 視覚障がい者用図書給付事業を利用しようとする者は、視覚障がい者用図書(点字・大活字・DAISY)給付申請書(様式第12)に視覚障がい者用図書給付対象出版施設が発行する視覚障がい者用図書(点字・大活字・DAISY)発行証明書(様式第13)を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、適切と認めるときは、視覚障がい者用図書(点字・大活字・DAISY)発行証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。
- 3 前項により証明印の押印を受けた者は、視覚障がい者用図書(点字・大活字・DAISY)発行証明書に自己負担金を添えて視覚障がい者用図書給付対象出版

施設に視覚障がい者用図書の発行を申込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第23条 前条第3項に規定する自己負担金は、一般図書の購入価格相当額とする。

ただし、月額負担上限額を超えるときは、月額負担上限額を支払うものとする。

(費用の請求)

第24条 視覚障がい者用図書給付対象出版施設は、視覚障がい者用図書の価格から自己負担金を控除した額を町に請求するものとする。

第5章 移動支援事業

(目的)

第25条 移動支援事業は、屋外での移動に困難がある障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業内容)

第26条 移動支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個別移動支援 障がい者等の外出における移動支援
- (2) グループ移動支援 複数の障がい者等からなるグループの外出における移動支援

(利用対象者)

第27条 移動支援事業の対象者は、障がい者等のうち社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要があると町長が認めたものとする。

(利用時間)

第28条 移動支援事業の利用時間は、1日につき10時間以内とし、1月あたりの利用時間は、利用者の障がい区分に応じそれぞれ別表第2に掲げる範囲内とする。

(利用手続)

第29条 移動支援事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大口町障がい者等地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センタ

一・福祉ホーム・日中一時支援)利用(変更)申請書(様式第14)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、障がい者等の障がいの状況、介護者の状況、サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案した上でその内容を審査し、サービス利用の可否及び支給量等を決定し、大口町障がい者等地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援)利用決定(却下)通知書(様式第15)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用決定を受けた者に地域生活支援事業受給者証(様式第16)を発行する。

4 申請者は、前項の地域生活支援事業受給者証を事業所に提示し、移動支援事業を利用するものとする。

(費用の負担)

第30条 前条の規定により利用の決定を受けた者は、移動支援事業利用時に別表第3に掲げるサービス利用基準額の1割の額を町長から当該事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下この章において「委託事業者」という。)に直接支払うものとする。ただし、令第17条の規定による指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の場合による額(以下「利用者負担上限月額」という。)を超えるときは、利用者負担上限月額を支払うものとする。

(委託事業者への支払)

第31条 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、当該事業に要した費用から前条の規定により利用者が委託事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

第6章 地域活動支援センター事業

(目的)

第32条 地域活動支援センター事業は、障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第33条 地域活動支援センター事業の対象者は、障がい者等とする。

(利用手続)

第34条 地域活動支援センター事業を利用しようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、大口町障がい者等地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援)利用(変更)申請書(様式第14)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、障がい者等の障がいの状況、介護者の状況、サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案した上でその内容を審査し、サービス利用の可否及び支給量等を決定し、大口町障がい者等地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援)利用決定(却下)通知書(様式第15)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により利用決定を受けた者に地域生活支援事業受給者証(様式第16)を発行する。
- 4 申請者は、前項の地域生活支援事業受給者証を事業所に提示し、地域活動支援センター事業を利用するものとする。

(費用の負担)

第35条 前条の規定により利用の決定を受けた者(別表第3における地域活動支援センター(精神障害者)のサービス利用基準額について、運営費を委託市町の利用者数で按分した額により算定した精神障がい者を除く。)は、地域活動支援センター事業利用時に別表第3に掲げるサービス利用基準額の1割の額を町長から当該事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下この章において「委託事業者」という。)に直接支払うものとする。ただし、利用者負担上限月額を超えるときは、利用者負担上限月額を支払うものとする。

(委託事業者への支払)

第36条 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、当該事業に要した費用から前条の規定により利用者が委託事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

第7章 成年後見制度利用支援事業

(目的)

第36条の1 成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する知的障がい者又は精神障がい者に対し、町長が行う審判の請求並びに成年後見制度の利用にかかり支援をすることにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。

(利用対象者及び手続等)

第36条の2 成年後見制度利用支援事業の利用対象者及び手続等については、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成30年大口町告示第77号）によることとする。

第8章 福祉ホーム事業

(目的)

第37条 福祉ホーム事業は、現に居住を求めている障がい者等に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第38条 福祉ホーム事業の対象者は、障がい者等とする。

(利用手続)

第39条 福祉ホーム事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大口町障がい者等地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援）利用（変更）申請書（様式第14）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、障がい者等の障がいの状況、介護者の状況、サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案した上でその内容を審査し、サービス利用の可否及び支給量等を決定し、大口町障がい者等地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援）利用決定（却下）通知書（様式第15）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用決定を受けた者に地域生活支援事業受給者証（様式第16）を発行する。

4 申請者は、前項の地域生活支援事業受給者証を事業所に提示し、福祉ホーム事業を利用するものとする。

(費用の負担)

第40条 前条の規定により利用の決定を受けた者は、福祉ホーム事業利用時に別表第3に掲げるサービス利用基準額の1割の額を町長から当該事業の委託を受けた社会福祉法人等(以下この章において「委託事業者」という。)に直接支払うものとする。ただし、利用者負担上限月額を超えるときは、利用者負担上限月額を支払うものとする。

(委託事業者への支払)

第41条 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、当該事業に要した費用から前条の規定により利用者が委託事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

第9章 視覚障がい者歩行訓練事業

(目的)

第41条の1 視覚障がい者歩行訓練事業は、視覚障がい者に対し、歩行訓練士(厚生労働省直轄の養成機関又は厚生労働省が委託した機関において、視覚障がい者への生活訓練等指導者養成課程を卒業又は修了した者をいう。)を派遣し、白杖による歩行訓練等の生活訓練を実施することにより、在宅の視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第41条の2 視覚障がい者歩行訓練事業の内容は、対象者の自宅周辺を主とした区域内への歩行訓練士の派遣とする。

(利用対象者)

第41条の3 視覚障がい者歩行訓練事業の対象者は、障がい者等のうち視覚障がい者で視覚障害の等級が認定されている者であり、更生意欲を持ち、訓練の効果が見込まれるものとする。

(利用回数)

第41条の4 視覚障がい者歩行訓練事業の利用回数は、1回につき2時間程度と

し、原則として年間12回を限度とする。

(利用手続)

第41条の5 視覚障がい者歩行訓練事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大口町視覚障がい者歩行訓練事業申請書（様式第17）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、町長が委託する社会福祉法人等（以下この章において「委託事業者」という。）と面談の上、利用の可否を決定しなければならない。

3 町長は、前項の規定により利用が適切であると決定したときは大口町視覚障がい者歩行訓練事業決定通知書（様式第18）により、利用が適当でないことを決定したときは大口町視覚障がい者歩行訓練事業却下通知書（様式第19）により、申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により利用の決定を受けた申請者（以下この章において「利用者」という。）は、あらかじめ、委託事業者と訓練の内容等について、打合せをしなければならない。

(費用の負担)

第41条の6 視覚障がい者歩行訓練事業の利用に要する自己負担額は、無料とする。ただし、利用中に生じる公共交通機関の運賃、施設利用料等の経費は、利用者が負担するものとする。

(報告)

第41条の7 委託事業者は、当該事業を実施したときは速やかに町長に報告するものとする。

2 町長は、前項に定めるもののほか事業の適正な運営を図るため、委託事業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(委託事業者への支払)

第41条の8 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、当該事業に要した額を支払うものとする。

第10章 日中一時支援事業

(目的)

第42条 日中一時支援事業は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、その保護者の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第43条 日中一時支援事業の対象者は、障がい者等とする。

(利用手続)

第44条 日中一時支援事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、大口町障がい者等地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援）利用（変更）申請書（様式第14）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、障がい者等の障がいの状況、介護者の状況、サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案した上でその内容を審査し、サービス利用の可否及び支給量等を決定し、大口町障がい者等地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援）利用決定（却下）通知書（様式第15）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利用決定を受けた者に地域生活支援事業受給者証（様式第16）を発行する。

4 申請者は、前項の地域生活支援事業受給者証を事業所に提示し、日中一時支援事業を利用するものとする。

(費用の負担)

第45条 前条の規定により利用の決定を受けた者は、日中一時支援事業利用時に別表第3に掲げるサービス利用基準額の1割の額を町長から当該事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下この章において「委託事業者」という。）に直接支払うものとする。ただし、利用者負担上限月額を超えるときは、利用者負担上限月額を支払うものとする。

(委託事業者への支払)

第46条 町長は、委託事業者から当該事業に係る費用の請求があったときは、当

該事業に要した費用から前条の規定により利用者が委託事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

第11章 自動車改造費助成事業

(目的)

第47条 自動車改造費助成事業は、身体障がい者が自ら所有し運転する、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第2条に規定する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促すことを目的とする。

(利用対象者)

第48条 自動車改造費助成事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障がい者等のうち身体障害者手帳の交付を受けた者。
- (2) 道交法第91条に規定する免許の条件（以下この章で「免許の条件」という。）を付された者で、その条件に応じた自動車の改造を行おうとする者。
- (3) 申請月の属する年の前年（改造を行う月が1月から6月までは前々年）の課税総所得金額が、大口町福祉手当の支給停止となる額以上でない者。

(助成の条件)

第49条 自動車改造費助成事業において、対象とする自動車は一人につき1台限りとし、免許の条件が変更した場合及び助成を受けてから6年が経過し自動車の買い替え等を行う場合についてのみ再度助成を受けることができるものとする。

(助成金の額)

第50条 この事業による助成金の額は、自動車の改造に要する経費の半額とし、1件当たり10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた時は、その端数を切り捨てるものとする。

(利用手続)

第51条 自動車改造費助成事業を利用しようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、自動車改造費助成事業申請書（様式第20）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、

自動車改造費助成事業決定（却下）通知書（様式第21）により申請者に通知するものとする。

（完了届）

第52条 前条の規定により決定の通知を受けた者は、自動車の改造が終わり次第、自動車改造費助成事業完了届（様式第22）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

（支払）

第53条 前条の規定による完了届の内容が適当と認められた者は、自動車改造費助成請求書（様式第23）により請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けた時は、当該請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

第12章 雑則

（不正利得の徴収）

第54条 町長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援事業の給付を受けた者があるときは、その者から、当該地域生活支援事業の支給の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 町長は、地域生活支援事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下この章において「委託事業者」という。）が偽りその他不正の手段により地域生活支援事業に係る費用の支給を受けたときは、当該委託事業者に対し、その支払った額の全部又は一部を返還させることができる。

（遵守事項）

第55条 委託事業者は、正当な理由なく職務上知り得た利用者に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他必要事項）

第56条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成23年3月28日 大口町告示第26号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 大口町障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第110号）、大口

町障害者等更生訓練費給付事業実施要綱（平成19年告示第19号）、大口町障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年告示第79号）及び大口町障がい者福祉ホーム事業実施要綱（平成22年告示第78号）は廃止する。

附 則（平成24年3月26日 大口町告示第22号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第32号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日 大口町告示第82号）

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則（平成25年8月29日 大口町告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月29日 大口町告示第75号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第31号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第33号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月2日 大口町告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第29号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第32号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第37号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第13条、第16条、第17条関係）

種目	品目	基準額	耐用年数	要件	対象者
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	154,000 円	8年	以下の要件をすべて満たすこと ・腕・脚等の訓練のできる器具が付帯でき、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの ・本体の側板の外縁との巾が100cm以下 ・サイドレールがある又は、取り付け可能 ・キャスターを装着されていない。	下肢又は体幹機能障がい2級以上 原則3歳以上 令で定める難病等により障がいがある者は寝たきりの状態にある者
	特殊マット	19,600円	5年	・褥瘡の防止又は失禁などの汚染又は損耗を防止するもの	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を必要とする者に限る。）原則3歳以上 令で定める難病等により障がいがある者は寝たきりの状態にある者
	入浴担架	82,400円	5年	・障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上 （入浴に当たって、他人の介助を要する者に限る。） 原則3歳以上
	特殊尿器	67,000円	5年	・尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を必要とする者に限る。）原則学齢児以上 令で定める難病等により障がいがある者は自力で排尿できない者
	体位変換器	15,000円	5年	・介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上 （下着交換等に当たって介護を必要とする者に限る。） 原則学齢児以上 令で定める難病等により障がいがある者は寝たきり状態にある者

	移動用リフト	159,000円	4年	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者が重度障がい者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの ・天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 	下肢又は体幹機能障がい2級以上 原則3歳以上 令で定める難病等により障がいがある者は下肢又は体幹に障がいのある者
	訓練いす(児のみ)	33,100円	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・附属のテーブルをつける事ができるもの 	下肢又は体幹機能障がい2級以上 原則3歳以上
	訓練用ベッド	159,200円	8年	<ul style="list-style-type: none"> ・腕・脚の訓練ができる器具が付帯できるもの 	下肢又は体幹機能障がい2級以上 原則学齢児以上(児のみ) 令で定める難病等により障がいがある者は下肢又は体幹に障がいのある者
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	8年	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用できるもの ・設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 	下肢又は体幹機能障がい。入浴に介助を要する者で原則3歳以上 令で定める難病等により障がいがある者は入浴に介助を要する者
	便器	4,450円 (手すりを付ける場合は9,850円まで。治療方法が確立していない疾病であって令で定めるもののみ)	8年	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が容易に使用できるもの ・住宅改修を伴うものを除く。 	下肢又は体幹機能障がい2級以上 原則学齢児以上 令で定める難病等により障がいがある者は常時介護を必要とする者

頭部保護帽	12,160円	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ・製作者又は医師のどが個別に採寸を行なったもの 	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい。てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者・精神障がい者
T字状・棒状のつえ (木材)	2,266円	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・材質が木材(十分な強度を有するもの)及び軽金属であるもの 	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい 原則3歳以上
T字状・棒状のつえ (軽金属)	3,090円	3年		
移動・移乗支援用具	60,000円	8年	<p>おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ・住宅改修を伴うものは対象外 	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい 原則3歳以上 令で定める難病等により障がいがある者は下肢が不自由な者
特殊便器	151,200円	8年	<ul style="list-style-type: none"> ・足踏ペダルで温水温風を出し得るもの ・取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 	上肢機能障がい2級以上 原則学齢児以上 令で定める難病等により障がいがある者は上肢に障がいのある者

火災警報器	15,500円	8年	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの ・1世帯につき2台が限度 	障がい等級2級以上で火災発生の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	28,700円	8年	<ul style="list-style-type: none"> ・室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの 	障がい等級2級以上で火災発生の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 火災の発生の感知及び避難が著しく困難な政令で定める難病等により障がいがある者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯
電磁調理器	41,000円	6年	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者が容易に使用できるもの 	視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 18歳以上
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・電波式で、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色を延長することができるもの ・視覚障がい者が容易に使用できるもの 	視覚障がい2級以上 原則学齢児以上
聴覚障がい者屋内信号装置	87,400円	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの 	聴覚障がい2級以上（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
動脈血中酸素飽和度測定装置（パルスオキシメーター）	157,500円	5年	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、治療方法が確立していない疾病であって政令で定めるものによる障がい者等が容易に使用できるもの 	政令で定める難病等により障がいがある者は人工呼吸器の装着が必要な者

在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	5年	・透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい3級以上 原則3歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	5年	・障がい者等が容易に使用できるもの	呼吸器機能障がい3級以上又は、同程度の身体障がい者で医師の意見書で必要と認められるもの。原則学齢児以上 政令で定める難病等により障がいがある者は呼吸機能に障がいのある者
	電気式たん吸引器	56,400円	5年		
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	10年	・障がい者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法者
	盲人用体温計(音声式)	9,000円	5年	・視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 原則学齢児以上
	盲人用体重計	18,000円	5年		
	自家発電機	100,000円	10年	・人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの(医療保険の適用となるものは除く)	呼吸器機能障がい3級以上又は、同程度の身体障がい者で医師の意見書で人工呼吸器の使用が必要と認められるもの及び政令で定める難病等により障がいがある者で、医師の意見書で人工呼吸器の使用が必要と認められるもの。
	ポータブル電源	50,000円	5年		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	5年	・携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	音声言語機能障がい又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障がいがあるもの(医師の意見書が必要) 原則学齢児以上
	情報・通信支援用具	100,000円	—	・障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト等でパーソナルコンピューターは対象外	上肢機能障がい又は視覚障がい 原則学齢児以上
	点字ディスプレイ	383,500円	6年	・文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい

				者2級以上
点字器（標準型A）	10,712円	7年	・32マス18行、両面書真鍮板製	視覚障がい
点字器（標準型B）	6,798円	7年	・32マス18行、両面書プラスチック製	
点字器（携帯用A）	7,416円	5年	・32マス4行、片面書アルミ製	
点字器（携帯用B）	1,699円	5年	・32マス12行、片面書プラスチック製	
点字タイプライター	63,100円	5年	・視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音・再生専用）	85,000円	6年	・音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音でき、記録された図書の再生も可能であるもの	視覚障がい者2級以上 原則学齢児以上
視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用）	35,000円	6年	・音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による記録された図書の再生が可能であるもの	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800円	6年	・文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を音声信号に変換して出力する。	視覚障がい者2級以上 原則学齢児以上
視覚障がい者用拡大読書器	198,000円	8年	・画像入力装置の上に本を置くことでモニターに拡大されるもの	視覚障がい者で本装置により文字等を読む事が可能になる者。原則学齢児以上
盲人用時計（触読用）	10,300円	10年	・視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい者2級以上 原則学齢児以上
盲人用時計（音声用）	13,300円	10年		視覚障がい者2級以上 触読用では困難な者 原則学齢児以上
聴覚障がい者用通信装置	71,000円	5年	・電話機に接続でき、音声の代わりに文字等による通信ができ、容易に使用できるもの	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいをもつ者 原則学齢児以上
聴覚障がい者用情報受	88,900円	6年	・字幕及び手話通訳付の専用番組やテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成	聴覚障がい者でテレビの視聴が可能

	信装置			したものを出力でき、緊急信号を受信できるもの	な者
	人工咽頭 (笛式)	5, 150円	4年	・呼吸によりゴム膜などを振動させ、ビニール管で口腔内に伝え、構音化できるもの ・付属品は対象外	咽頭摘出者
	人工咽頭 (笛式・気管カニューレ付)	8, 343円	4年		
	人工咽頭 (電動式)	72, 203円	5年	・顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの ・価格には電池、充電器を含む。	
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	1, 030, 000円		・編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化できるもの	視覚障がい。原則学齢児以上
	視覚障がい者用図書(点字図書、大活字図書、DAISY図書)	視覚障がい者用図書の購入価格から自己負担金を控除した額	—	・給付対象者1人につき、視覚障がい者用要図書ごとに年間6タイトル、又は24巻を限度とする。 ・月刊や週刊で発行される雑誌は除く。	視覚障がい
排泄管理 支援用具	ストーマ装具(蓄便袋)	8, 858円	—	・低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチック製 ・付属品として皮膚保護保材、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ、消臭剤	ストーマ造設 高度の排便機能障がい、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難、高度の排尿機能障がい
	ストーマ装具(蓄尿袋)	11, 639円		・低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチック製であり、尿処理用キャップ付であるもの ・付属品として皮膚保護材、コンベックスインサート、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバック(下肢装着用蓄尿袋)、ナイトドレーナーズバッグ(夜間用蓄尿袋)、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ、消臭剤	
	紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	12, 000円		・医師の意見書が必要	高度の排便機能障がい、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難、3歳以上

収尿器（男性用A）	7,931円	1年	・採尿器と蓄尿袋で構成されていて、ラテックス製又はゴム製（普通型）	高度の排尿機能障がい
収尿器（男性用B）	5,871円	1年	・採尿器と蓄尿袋で構成されていて、ラテックス製又はゴム製（簡易型）	
収尿器（女性用A）	8,755円	1年	・耐久性ゴム製採尿袋があるもの。（普通型）	
収尿器（女性用B）	6,077円	1年	・ポリエチレン製採尿袋導尿ゴム管付（簡易型） ・採尿袋20枚を1組とする。	

*情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

別表第2（第28条関係）

移動支援事業利用限度時間

障がい区分		1月あたりの 利用限度時間
重度 (3点)	身体障害者手帳1、2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級	31時間
中度 (2点)	身体障害者手帳3、4級 療育手帳B判定 精神障害者保健福祉手帳2級	21時間
軽度 (1点)	身体障害者手帳5、6級 療育手帳C判定 精神障害者保健福祉手帳3級	11時間

備考 重複障がい者については、障がい区分（重度・中度・軽度）に係る点数の合計（ただし、3点を超えるものについては3点とみなす）により、障がい区分を判断する。

別表第3（第11条、第30条、第35条、第40条、第45条関係）

大口町障がい者等地域生活支援事業サービス利用基準額

事業名		サービス利用基準額		備考
意思疎通支援事業		1時間当たり	2,500円	
		以後30分ごと	1,250円	
		その他契約に基づく交通費等		
移動支援事業	個別移動支援	30分まで	2,300円	
		30分を超え1時間まで	4,000円	
		1時間を超え1時間30分まで	5,800円	
		以後30分ごと	1,480円	
グループ移動支援	利用者2名の場合	30分まで	1,300円	
		30分を超え1時間まで	2,300円	
		1時間を超え1時間30分まで	3,350円	
		以後30分ごと	820円	
	利用者3名の場合	30分まで	950円	
		30分を超え1時間まで	1,650円	
		1時間を超え1時間30分まで	2,350円	
		以後30分ごと	600円	
	利用者4名の場合	30分まで	800円	
		30分を超え1時間まで	1,300円	
		1時間を超え1時間30分まで	1,850円	
		以後30分ごと	480円	
地域活動支援センター事業		1日	6,000円	入浴加算 700円 送迎加算 500円 食事加算 300円 *食事加算については平成30年3月31日までの経過措置（ただし、平成2

			7年4月1日から平成27年6月30日までは420円とする。)
地域活動支援センター (精神障がい者)	運営費を委託市町の利用者数で按分した額又は下記の額 3時間まで 3時間を超え6時間まで 6時間を超える	3,000円 4,500円 6,000円	*運営費を委託市町の利用者数で按分した額又は左記の額
福祉ホーム事業	1日	1,500円	
日中一時支援事業	4時間まで 4時間を超え8時間まで 8時間を超える	2,480円 4,960円 7,440円	

様式第1（第9条関係）

手話通訳者・要約筆記者派遣申請書

年 月 日

大口町長 様

下記のとおり、手話通訳者・要約筆記者の派遣を申請します。

申請者氏名

(フリガナ) 利用者氏名		性別	生年月日		
		男・女	年	月	日
住所 連絡先	〒				
	FAX	MAIL	TEL		
派遣希望 日時	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
派遣内容					
派遣場所					
待ち合わせ 場所・時間					
備考					

* 派遣内容を証する書類があれば添付してください。

様式第2（第9条関係）

手話通訳者派遣依頼書

年 月 日

様

大口町長 印

下記のとおり、手話通訳者の派遣を依頼します。

(フリガナ) 氏 名		性 別	生年月日		
		男・女	年	月	日 歳
住 所 連 絡 先	〒				
	FAX	MAIL	TEL		
派遣日時	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
派遣内容					
派遣場所					
待ち合わせ 場所・時間					
備 考					

様式第3（第9条関係）

要約筆記者派遣依頼書

年 月 日

様

大口町長 印

下記のとおり、要約筆記者の派遣を依頼します。

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日		
		男・女	年	月	日
住所 連絡先	〒				
	FAX	MAIL	TEL		
派遣日時	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分				
派遣内容					
派遣場所					
待ち合わせ 場所・時間					
備考					

様式第4（第9条関係）

年 月 日

手話通訳者派遣決定通知書

大口町長 様

(委託事業者)

年 月 日付け の申請につきまして
は、下記のとおり決定します。

記

1 派遣日時

午前・午後 年 月 日 時 分から 午前・午後 時 分まで

2 派遣手話通訳者名

3 派遣場所

4 派遣内容

様式第5（第9条関係）

年 月 日

要約筆記者派遣決定通知書

大口町長 様

(委託事業者)

年 月 日付け の申請につきまして
は、下記のとおり決定します。

記

1 派遣日時

午前・午後 年 月 日 時 分から 午前・午後 時 分まで

2 派遣手話通訳者名

3 派遣場所

4 派遣内容

様式第6（第9条関係）

手話通訳者・要約筆記者派遣決定・(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付の申請につきましては、下記のとおり 決定 ・(却下)します。

記

1 派遣日時

年 月 日

午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分まで

2 派遣手話通訳者名

3 派遣場所

4 派遣内容

5 却下事由

・審査請求及び取消訴訟

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

様式第7（第14条関係）

日常生活用具給付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり、日常生活用具給付を申請します。なお、日常生活用具給付決定のために私及び私の世帯員の町県民税（当該年度）の課税状況を閲覧することについて同意します。

対象者	フリガナ 氏名		申請書との続柄	
	生年月日			
	手帳種別		第 号 年 月 日交付	
	障がい名		障がい等級又は 障がい程度	
世帯の状況	氏名	対象者との続き柄	生年月日	備考（対象者に対する介護の状況等）
給付を希望する理由				
給付を受けたい用具の名称			希望する型式規模等	
給付上特に希望する事項				
備考				

様式第8（第14条関係）

日常生活用具給付調査書

申請書受理年月日		第 号 年 月 日		申請者 氏名		申請者との 続き柄	
対象者	氏 名		生年月日				
	住 所						
	障がい名		障がい等級又は障がい程度				
世帯員の 状況	氏 名		年齢	続柄	課税状況		備 考
					課税区分	町民税所得割	
非課税世帯	氏名		所得	障害年金	手当	合計	
世帯区分	1 生活保護	2 低所得1	3 低所得2	4 一般	5 一定所得以上		
給付の必用の有無	有 無	左の理由					
給付する用具名				予定価格	円		
給付を受ける者又は扶養する者が支払う額		円		公費負担予定額	円		
その他特記事項							
年 月 日				調査職氏名			

日常生活用具給付決定通知書

第 年 月 日 号

様

大口町長 印

さきに申請のありました日常生活用具につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

給付番号		給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		扶養する者 の氏名	
手帳種別		手帳番号	
給付する用具名 (含む形式規模 等)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	
月額負担上限額	円	価 格	円
給付を受ける者又 は扶養する者が支 払うべき額	円	公費負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p> <p>・審査請求及び取消訴訟</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>・問合せ先 大口町</p>		

日常生活用具給付却下決定通知書

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

・審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先
大口町

日常生活用具給付券

①給付番号		②給付券発行年月日	年	月	日
③対象者氏名		④生 年 月 日	年	月	日
⑤住 所					
⑥扶養する者の氏名			⑦対象者との続柄		
⑧給付する用具名(型式・規模等)			⑨価格	円	
⑩給付を受ける者又は扶養する者が支払うべき額			円	⑪公費負担額	円
⑫納入業者名			⑬納入業者の住所		
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日		
	業者の公費支払請求期限		日常生活用具を引渡した日から30日以内		
上記のとおり決定する。 年 月 日 大口町長 印					
⑮業者の納付した日	年 月 日	⑯給付を受けた者又は扶養する者より受領した額		円	
⑰受領業者名及び年月日	年 月 日				
⑱用具受領者氏名			⑲検収者	職名	
				氏名	
⑳その他特記事項					

注 本表は①から⑭及び⑱は町が、⑮から⑰までは納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

様式第12（第22条関係）

視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）給付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所
氏名

（対象者との続柄 ）

下記のとおり、視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）の給付を申請します。

記

対象者	氏名		生年月日	
	住所			
	身体障害者手帳番号	第 号	年 月 日交付	
	障がい名	障害等級 級		
給付を希望する理由				
給付申請図書				
給付上特に希望すること				
備考				

様式第13（第22条関係）

視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）発行証明書

給付申請者

氏名

住所

電話番号

給付申請図書

図書名

出版施設名

価格

巻数

自己負担額

給付証明書

上記の視覚障がい者用図書（点字・大活字・DAISY）を給付することを証明する。

愛知県丹羽郡大口町長

印

様式第14 (第29条、第34条、第39条、第44条関係)

大口町障がい者等地域生活支援事業
 (移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援)
 利用(変更)申請書

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒		
支給申請に係る障がい児氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()・要介護 1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等			

利用申請サービス

サービスの種類	申請に係る具体的内容
<input type="checkbox"/> 移動支援	
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター	
<input type="checkbox"/> 福祉ホーム	
<input type="checkbox"/> 日中一時支援	

上記のとおり申請します。

また、利用申請に係る町民税等の課税状況等(必要に応じ世帯員分を含む)を確認することに同意します。

大口町長 様

年 月 日

申請者氏名

様式第15 (第29条、第34条、第39条、第44条関係)

大口町障がい者等地域生活支援事業
(移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム・日中一時支援)
利用決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町障がい者等地域生活支援事業について、下記のとおり利用を決定(却下)しましたので通知します。

記

利用者証番号			
利用決定障がい者(保護者)氏名		支給決定に係る障がい児氏名	
有効期間	年 月 日 から		年 月 日 まで
却下の理由			

利用決定サービス

サービスの種類	支給量等	利用者負担上限月額
移動支援		
地域活動支援センター		
福祉ホーム		
日中一時支援		

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

様式第16 (第29条、第34条、第39条、第44条関係)

(一)		(二)	
地域生活支援事業受給者証		支給決定の内容	
受給者	番 号		年 月 日から 年 月 日まで
	住 所	移動支援	
	フリガナ		
	氏 名	支 給 量 等	
	生年月日	年 月 日	
児 童	フリガナ	地域活動支援センター	
	氏 名		
	生年月日	支 給 量 等	
交 付 年 月 日		支 給 決 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
支 給 市 町 村 名 及 び 印	233619 大口町 印 <small>愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 担当窓口：</small>		

(三)

支給決定の内容		
福祉ホーム	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支給量等	
日中一時支援	支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	支給量等	

(四)

利用者負担金	1割	利用者負担上限月額	
特記事項欄			
(予備欄)			

(五)

支給量変更の記載欄		
サービスの種類	変更後の支給量	市町村認印
	変更年月日 年 月 日	
(予備欄)		

(六)

移動支援事業者記入欄			
番号			
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	時間 分	

(七)

地域活動支援センター事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		
	2	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		

(八)

福祉ホーム事業者記入欄			
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		
	2	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		

(九)

番号	日中一時支援事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		
2	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		

(十)

番号	() 事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		
2	事業者及びその事業所の名称		
	契約日	年	月 日
	サービス内容		
	契約支給量(ノ月)	日	回
	事業者確認印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス内容		
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	回
	事業者確認印		

(十一)

(予備欄)

(十二)

注 意 事 項

- 1 この証は、各ページをよく読んで大切に持っていてください。
- 2 本証記載の地域生活支援事業サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者に提示してください。
- 3 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援事業サービスの支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。
- 4 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。
- 5 この証の1ページの記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 6 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。

様式第17（第41条の5関係）

大口町視覚障がい者歩行訓練事業申請書

大口町長 様

下記のとおり、視覚障がい者歩行訓練事業の利用を申請します。

	申請日	年 月 日
住所	〒 電話（ ） -	
ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日
身体障害者手帳	_____ 第 _____ 号 _____ 種 _____ 級	
申請理由		
訓練の内容	※訓練の経路等について具体的に記入してください。	

様式第18（第41条の5関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町視覚障がい者歩行訓練事業決定通知書

年 月 日付けの申請につきましては、下記のとおり決定します。

記

1 利用期間

年 月 日（ ）から
年 月 日（ ）まで

2 実施場所

3 派遣訓練士

・審査請求及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

様式第19（第41条の5関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町視覚障がい者歩行訓練事業却下通知書

年 月 日付けの申請につきましては、下記の理由により却下します。

記

1 却下理由

・審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

様式第20（第51条関係）

自動車改造費助成事業申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり申請します。
なお、申請に係る町県民税の課税状況を閲覧することについて同意します。
記

改造施行业者名		
改造事項	改造箇所	
	改造の内容	
	改造に要する経費の額	円 (見積書の額と一致すること。)
	改造予定年月日	年 月 日

* 添付書類

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し（表裏両面ともコピーされているもの）
- (3) 自動車検査証等の写し（自動車が未登録の場合は、自動車改造費助成事業完了届に添付してください。）
- (4) 改造を行う業者の見積書
- (5) その他、改造内容の詳細が分かるもの

様式第 2 1 (第 5 1 条関係)

自動車改造費助成事業決定(却下)通知書

第 年 月 日 号

様

大口町長

印

自動車改造費助成事業について、下記のとおり利用を決定(却下)しましたので通知します。

記

1 決定

支給額 金 円

* 自動車改造が終わり次第、速やかに別添の自動車改造費助成事業完了届に自動車改造に要した費用の額が明らかになる領収書(写し)、改造した結果のわかる写真及び自動車検査証等の写し(申請時に添付していない場合のみ必要。)を添付の上、長寿ふくし課へ提出してください。

また、添付する領収書記載金額に対象経費(改造にかかる費用)以外が含まれる場合は、領収書記載金額中の、対象経費部分を明示した明細書を添付してください。

2 却下
(理由)

・審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

・問合せ先

大口町

様式第22（第52条関係）

自動車改造費助成事業完了届

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった自動車改造費助成事業について、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 改造費 円
- 3 決定支給額 円
- 4 添付書類 (1) 自動車改造に要した費用の額が明らかになる領収書（写し）
(2) 改造した結果のわかる写真
(3) 自動車検査証の写し

様式第23（第53条関係）

自動車改造費助成請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

請求額 金 円

ただし、 年 月 日付 第 号で支給決定を受けた自動車改造費に係る助成金として。

振 込 先	金融機関名	銀行 本店 農協 支
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座名義人	
	口座番号	

* 銀行等の口座は請求者（申請者）本人のものに限ります。